

報告第5号

三次市教育委員会共催及び後援に関する取扱要綱の制定について

三次市教育委員会共催及び後援に関する取扱要綱（令和8年三次市教育委員会告示第19号）を定めたので、別紙のとおり報告する。

令和8年5月25日提出

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

三次市教育委員会告示第19号

三次市教育委員会共催及び後援に関する取扱要綱を次のように定める。

令和8年5月20日

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

三次市教育委員会共催及び後援に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、学校教育、社会教育、生涯学習、スポーツ及び文化芸術の普及並びに振興に寄与する事業に対し、三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の共催及び後援の名義使用に係る承認基準、手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 共催 事業の企画及び運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (2) 後援 事業の趣旨に賛同し、その実施を支援することをいう。

(承認基準)

第3条 教育委員会は、事業の主催者から申請があったときは、次に掲げる基準により審査の上、共催又は後援の名義使用に係る承認の可否を決定するものとする。

- (1) 教育委員会が共催又は後援を承認する事業の主催者は、次の全てに該当する者でなければならない。

ア 学校教育、社会教育、生涯学習、スポーツ及び文化芸術の普及並びに振興に寄与する団体等であること。

イ 市内に事務所を置き、組織が明確かつおおむね市全域を対象とした規模であり、その運営が適切な団体等であること。ただし、全国大会、県大会が本市で開催される場合や教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。

ウ 宗教団体又は政治団体に直接関係がないこと。

エ 団体等の代表者、役員等が、三次市暴力団排除条例（平成23年三次市条例第18号）第2条第2号又は第3号に規定する暴力団員又は暴力団員等でないこと。

オ 過去にこの告示による承認を取り消された場合は、相当の期間を経過していること。

(2) 教育委員会が共催又は後援を承認する事業は、次の全てに該当するものでなければならない。

ア 市教育行政の基本方針に沿い、学校教育、社会教育、生涯学習、スポーツ及び文化芸術の普及並びに振興を図るもので公益性が高いものであること。

イ 事業の開催地は、原則として本市であること。ただし、市民の広い参加が期待できる場合は、この限りでない。

ウ おおむね市全域を対象とした事業であること。

エ 衛生、災害、事故防止等について、十分配慮されていること。

2 前項の規定にかかわらず、事業内容が次のいずれかに該当すると認められる場合には、承認しないものとする。

- (1) 宗教目的又は政治目的と認められるもの
- (2) 営利目的と認められるもの
- (3) 公序良俗に反し、又はその恐れがあるもの
- (4) その他承認することが不相当と認められるもの

（申請手続）

第4条 共催又は後援の名義使用に係る承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業開催日の原則30日前までに三次市教育委員会共催及び後

援名義使用承認申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業の具体的内容を明らかにする書類
- (2) 料金を徴収する事業にあつては、収支の分かる書類
- (3) 団体規約、会則その他これらに類するもの又は主催者の概要が分かる書類
- (4) 返送先を明記し、切手を貼付した返信用封筒（次条に規定する通知書の郵送を希望する場合）
- (5) その他、教育委員会が必要と認める書類
（決定及び通知）

第5条 教育委員会は、前条の申請があつたときはその内容を審査し、前条の申請を承認したときは三次市教育委員会共催及び後援名義使用承認通知書（様式第2号）を、承認しないときは三次市教育委員会共催及び後援名義使用不承認通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（遵守事項）

第6条 承認を受けた者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請内容に変更が生じた場合は、速やかに教育委員会に届け出ること。
- (2) 事業実施に当たっては、関係法令を遵守し、事故防止に万全を期すこと。
- (3) 万が一事故が発生した場合は、承認を受けた者の責任において処理すること。ただし、共催事業については、別途協議により対応する。

（承認の取消し）

第7条 教育委員会は、承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。

- (1) 申請内容に虚偽があつたとき。
- (2) 第3条第1項の基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- (3) 第3条第2項に該当すると認めるとき。
- (4) 教育委員会の信用を傷つける行為をしたとき。
- (5) その他、教育委員会が承認することが適当でないと認めたとき。

2 教育委員会は、前項の規定により承認を取り消したときは、その旨を承認を受けた者に通知するものとする。

3 教育委員会は、共催又は後援の承認の取消しにより損害が生じても、賠償等

の責任を負わないものとする。

(実績報告)

第8条 教育委員会は、必要があると認めるときは、承認を受けた者に対し実績報告書の提出を求めることができる。

(承認の特例)

第9条 国、公共団体、公共的団体又はそれに準ずる団体、報道機関等の主催又は後援する事業については、その都度検討する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年6月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

三次市教育委員会共催及び後援名義使用承認申請書

年 月 日

三次市教育委員会 様

(申請者)
所在地：
団体等名：
代表者職・氏名：

次の事業を実施するに当たり、三次市教育委員会の 共催・後援 の承認を受けたいので申請します。

なお、万が一の事故等については、申請者の責任において対応することを誓約します。

事業区分	学校教育・社会教育・生涯学習・スポーツ・文化芸術		
事業名(行事名)			
主催者名			
開催年月日	年 月 日 () から 年 月 日 () まで (日間)		
開催場所	施設名		
	所在地		
他の後援等予定団体名			
事業目的			
事業概要			
対象(予定人数)	(人)		
参加料等有無	<input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料 ()		
問い合わせ	担当者氏名		電話番号
	メールアドレス		

添付書類

- (1) 事業の具体的内容を明らかにする書類
- (2) 料金を徴収する事業にあつては、収支の分かる書類
- (3) 団体規約、会則その他これらに類するもの又は主催者の概要が分かる書類
- (4) 返送先を明記し、切手を貼付した返信用封筒（通知書の郵送を希望する場合）
- (5) その他、教育委員会が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

三次市教育委員会共催及び後援名義使用承認通知書

第 号
年 月 日

様

三次市教育委員会

年 月 日付けで申請のあった事業について、次の条件を付して承認します。

1 事業名

2 承認内容 共催・後援

3 条件

- (1) 使用を承認する名義は、「三次市教育委員会」とする。
- (2) 事業の実施に当たっては、申請内容を遵守すること。
- (3) 事故発生時等は、承認を受けた者の責任において速やかに対応すること。

4 承認の取消し

次の場合は承認を取り消します。なお、共催又は後援の承認取消しにより損害が生じた場合であっても、教育委員会は賠償等の責任は負いません。

- (1) 申請内容に虚偽があったとき。
- (2) 三次市教育委員会共催及び後援に関する取扱要綱第3条第1項の基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 三次市教育委員会共催及び後援に関する取扱要綱第3条第2項に該当すると認めるとき。
- (4) 教育委員会の信用を傷つける行為をしたとき。
- (5) その他、教育委員会が承認することが適当でないと認めたとき。

様式第3号（第5条関係）

三次市教育委員会共催及び後援名義使用不承認通知書

第 号
年 月 日

様

三次市教育委員会

年 月 日付けで申請のあった事業について、審査の結果、次の理由により承認しません。

- 1 事業名
- 2 理由